

「任意継続被保険者」資格取得申請手続き案内

- ◆ 在職時の健康保険証の記号・番号をご確認ください。
旧記号・旧番号欄にご記入ください。
- ◆ 退職日をご確認ください。
退職日の「翌日」を資格喪失欄にご記入ください。
- ◆ ご自分の「標準報酬」を健康保険組合にお問合わせください。
問合わせた「標準報酬」を記入してください。内線 #002-4611 外線 03-5555-4611
- ◆ 標準報酬に対応する保険料（1ヶ月）を確認してください。
該当月数の保険料を保険料欄に対応する月と合計金額をご記入ください。
通常取得申請時は取得日の属する月及びその翌月の2か月分を納付していただきます。
前納制度もありますので、健康保険組合にお問合わせください。
- 申請書は健康保険組合までご送付いただき、保険料は下記口座にお振込みください。
三菱東京 UFJ 銀行 八重洲通支店 普通 No.1693249 大和証券グループ健康保険組合
- 退職後20日以内にお手続きください。過ぎたものについては受付できませんのでご注意ください。

<注>

※ 次の事由に該当した場合は、該当するに至った日の翌日(④⑤の場合はその日)に、任意継続被保険者の資格を失います。

- ①被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
- ②死亡したとき
- ③保険料を指定された納付期限日までに納めないとき
- ④再就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
- ⑥任意継続被保険者でなくなることを申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

※ 事業所に勤務していた場合と異なり一部の保険給付金は、支給されません。

任意継続被保険者のしおり

任意継続の制度は、会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件をもとに個人の希望により被保険者となることのできる制度です。加入される際は、以下の事項について必ずご確認ください。

1. 任意継続被保険者となるための要件

- 資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること。
- **資格喪失日から「20日以内」に申請すること。**（20日目が営業日でない場合は翌営業日まで）

2. 任意継続被保険者の被保険者期間

任意継続被保険者となった日から2年間

3. 任意継続被保険者の資格喪失

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、被保険者証をすみやかに返納してください。（カッコ内は資格を喪失する日です。）

- ① 被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
（被保険者証に表示されている予定年月日）
- ② 死亡したとき（死亡した日の翌日）
- ③ 保険料を指定された納付期限日までに納めないとき（納付期日の翌日）
- ④ 再就職して他の健康保険の被保険者となったとき（被保険者資格を取得した日）
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき（被保険者資格を取得した日）
- ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき
（その申し出が受理された日の属する月の翌月1日）

4. 任意継続被保険者の保険料

a. 保険料の額

退職時の標準報酬月額（上限あり）に健康保険組合の定める保険料率を乗じた額。40歳以上64歳までの方は介護保険料も合わせて納付していただきます。
（在職時と異なり事業主負担分はありません）

b. 保険料の納付期限

- 毎月の保険料は、その月の1日から10日（10日が土・日曜日又は祝日の場合は翌営業日）まで（前納の場合は前月月末まで）に納めてください。
- 正当な理由なく納付期日までに保険料を納められないと、納付期日の翌日で資格喪失することとなり、被保険者証は使用できなくなりますので、十分注意してください。
- 初回保険料の納付期日については、保険者の指定した日となります。

c. 保険料の前納制度

保険料の前納制度を利用して、保険料を事前に一括して納付すると、毎月納付の手間が省けるほか、納め忘れの防止になります。また、保険料が割引〔年4%（複利現価法による）〕になります。

[前納できる期間]

- ① 6ヶ月分の前納 (ア) 4月分から9月分まで (イ) 10月分から翌年3月分まで*
- ② 12ヶ月分の前納 4月分から翌年3月分まで

※年度の途中で任意継続被保険者となった方は、資格を取得した日の属する月の翌月分から9月分または3月分までを納めることができます。